

日本第四紀学会 若手・学生発表賞選考に関する内規

(2014年9月6日, 評議員会にて決定)
(2017年6月17日, 評議員会にて一部改正)
(2023年3月22日, 評議員会にて一部改正)

[授賞の対象]

1. 選考の対象は, 申し込み時にエントリーがあった発表とする.
2. 賞の部門は口頭若手部門, 口頭学生部門, ポスター若手部門, ポスター学生部門とする.
3. 上記の全部門を通じて, エントリーは大会ごとに1件までとする.
4. 受賞数は, 対象者発表数の2割程度以下を目途とする.
5. 一人あたりの受賞は上記の全部門を通じて, 原則として, 合計2回までとする.

[選考作業]

6. 委員任命にあたっては, 大会に参加することが可能であることを本人に確認するとともに, できるだけ審査対象の発表の共同著者ではない者となるように配慮する.
7. 審査にあたっては, 客観的な審査が行えるように, 複数の審査項目を設けた採点表を用意する.
8. すべての審査対象の発表が終了した後, 速やかに採点表を回収して集計を行う.

[選考結果の報告]

9. 集計作業が終了した後, 委員長は選考結果を執行部会に報告する.
10. 執行部会は, 選考結果の確認を受けた後, 受賞者に結果を報告するとともに, 賞状を送付する.
11. 執行部会は「第四紀通信」を通して会員に選考結果を報告する.

[その他]

12. 2011年大会の発表賞, 2012年と2013年大会の若手・学生発表賞, 2014年大会の若手発表賞は, 本内規の「若手・学生発表賞」に相当する賞と見なす.
13. 本内規の変更には, 評議員会の承認を必要とする.
14. 本内規は, 2023年3月22日から施行する.